

生活保護利用の50代の息子の葬儀代 8人の友人が“割り勘”で

Aさんの病弱な50代の息子さんは福岡市で一人生活保護を利用していました。

Aさんに入院先の病院から電話があり「もしもの時に備えて葬儀場を探しててください」と言われ、小倉生健会に相談が来ていました。

先日、Aさんから「息子が息を引き取り葬式を終えた」と電話がありました。

息子さんは亡くなる間に岡山県に住む大学時代の友人に電話をしていました。しかし、つながらず友人は「電話をとることができなかった」と悔やんだそうです。

生活保護利用者に対する葬儀扶助費（葬儀代）は21万円程度なので、まともな葬儀は行えません。

すると岡山の友人が30年前に卒業した友人に声を掛け8人が葬儀に参加し火葬場まで来てくれただけでなく、葬儀費用を“割り勘”で負担してくれたそうです。

Aさんは「おかげで“普通”の葬儀ができた」「本当に嬉しかった」と、お話しいただきました。

◇とてもいい話でしたので掲載させていただきました。



「家計急変世帯」への5万円給付 今年“生活保護”を始めた世帯は検討を

コロナやウクライナ戦争、円安などによる高物価に対して、住民税非課税世帯（生活保護利用世帯を含む）への「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」（5万円給付金）が行われています。

住民税非課税世帯には市から通知が来ます。返信すれば給付金が振り込まれます。

一方、昨年は課税世帯だったが、今年1月～12月の間に家計が急変（家計急変世帯）し、住民税非課税相当となった世帯は、申請すれば給付が受け取れます。是非、申請して下さい。

◇申請期限：来年1月31日（消印有効）

◇北九州市緊急支援給付金コールセンター

電話：0120-034-553

申請方法などの相談は生健会へ

◇申請書
設置場所：

各区役所、出張所、市民センター、地域交流センター、行政サービスコーナー、ハローワーク、など。

電力・ガス・食料品等価格高騰
緊急支援給付金
(1世帯あたり5万円)のご案内

家計急変世帯

(対象となる世帯)

予期せず令和4年1月～12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

提出期限：令和5年1月31日消印有効
※なるべく早くにご提出ください。



小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

えっふん

岸田内閣“所得倍増計画”の中身は「貯蓄から投資へ」

プロが運用の 年金運用は3ヶ月で「1兆7千億円の赤字」

物価が高騰し生活が脅かされています。そんな中、岸田首相は、「『貯蓄から投資』を進め、NISA（ニーサ：少額投資非課税制度）や、iDeCo（イデコ：個人型確定拠出年金）の改革を進める。『貯蓄から投資』が進むことで、家計の資産所得が拡大し、マネーが円滑に供給され、企業の成長と家計の資産所得の拡大という好循環を実現する」と語りました。

NISAとは、年間120万円を限度に株式などに投資でき、5年間、利益や配当が非課税（通常の株取引の場合は20%の課税）になる制度です。

iDeCoとは、自分が拠出した掛金を、自分で運用し、資産を形成する年金制度です。掛金は65歳になるまで拠出可能であり、60歳以降に老齢給付金を受け取ることができます。

日本人は、貯蓄をたくさん持っている。これを投資に回せば、所得が増え日本も元気になるという発想ですが、多くの問題があります。

第一は、何故、日本人は貯蓄をしているのか。本来ならお金を使ってより豊かな生活をしたほうがいいに決まっています。

しかし、そうすればインソップ物語の「アリと

キリギリス」のように、働けなくなった時に社会保障が貧弱な日本では不安だからです。

しかも、貧富の差が拡大し、貯蓄ゼロの人は26%にもなっています。金融庁が「老後夫婦に2000万円の蓄えが必要だ」と表明し、多くの苦情や批判が寄せられました。

第二は、株の運用にしても、年金の運用にしても元本割れ、すなわち損をする危険があることです。増えるどころか、なけなしの資産が減ってしまう危険性です。

現に、株などの金融商品を売り買いして、公的年金の積立金を“運用”している年金積立金管理運用独立行政法人は、「今年7～9月期の3ヶ月間の運用実績が1兆7220億円の赤字だった」と発表しました。

運用のプロでも巨額の赤字を出しているのに、素人が株や年金の運用を自己責任で行うことは大きなリスクをとともないます。

いま大切なことは、“所得の再配分”である税金を公平・民主的に運用し、賃金を引き上げ、将来不安をなくすために社会保障を改善することです。皆さんはどう考えますか。

≪ 左の“鮮やかな黄色い封筒”を受け取って申請して下さい。 ≫

◆今月の旅

「あんた何故“旅行支援”を使って旅に行かないの？」

「……………」

小倉北区“言わずもがな”

“生活保護利用者へのマイナンバーカード強制のチラシ” “再訂正”実施で、ようやく“普通”に改善

＜チラシ変更の内容と経過＞

「生活保護を受給している方は、①原則として⇒③削除マイナンバーカードで、生活保護の指定医療機関を①受診することになります。⇒③受診できるようになります。この制度は、令和5年度中から始まる予定です。マイナンバーカードを①まだ申請していない方は、⇒②申請しようと思われる方は、申請の手続きをお願いします」 ①②③は変更回数



**「下水道料金減免を存続せよ」
生健会北九州B協議会が市議会陳情**

お早うございます。生活と健康を守る会北九州ブロック協議会の田中一郎です。

45 団体 1540 筆の署名を添えて提出した「下水道料金減免制度の存続・拡充を求める陳情」について口頭陳情を行います。



口頭陳情をした
田中一郎さん

読売新聞は22日、「生鮮食品を除く食料は41年ぶりの上昇率に。都市ガス代は25・5%、電気代は21・5%と大幅に上がった。10月は食品の値上げが相次ぐ」と報じました。

岸田首相も電気料金が、来年春以降、さらに2～3割の値上げが起こる可能性を示唆しました。

円安などによる物価上昇は全国民の生活を圧迫しています。中でも、生活に困窮している世帯への影響は極めて深刻です。こうした中、政府も住民税非課税世帯に対する5万円の給付を決めました。

生活保護費は繰り返し引下げられてきました。そのため、全国各地で保護費引下げ撤回の裁判が起こされ、“保護費引下げは違法”の判決が大阪・東京・熊本・横浜で次々に出されています。

生活保護利用者からは「風呂の水は1週間かえない」「食事は一日二食」「買い物は見切り品」などの声や、「節約のため『携帯電話をやめる』と言ったら、保護課から『連絡がつかなくなるので絶対だめ』と言われた」など、すでに努力の限界を超えた生活が強いられています。

それなのに本市では、こんな時に、最も生活

に困窮している生活保護開始者に10月から減免を廃止し、既に利用している、約1万1000世帯に対して、これまで行ってきた総額9300万円の減免を再来年4月から廃止することを決めました。

私たちは、生活保護利用者の当事者団体として、毎議会ごとに陳情を行い、毎年予算要望書を提出し懇談も行っていますが、今回の問題について、何の情報提供も実情聴取も行われていません。

本市の上下水道事業検討会や、行財政改革推進懇話会の議事録には、“有識者”から繰り返し“丁寧”な説明を行うよう求められています。

“有識者”の意見に対して当局は、「もし見直しをするということになれば、そこは丁寧に説明していきたい」と答えています。何の説明もなく、意見を求められることもないまま実施が決定されました。これでは“有識者”への答弁は「その場しのぎの方便」にしかありません。



市議会への陳情審査の傍聴に駆け付けた皆さん

本件に関する“有識者”の意見には「国が、二重払いだと言っているなら仕方ない」などの意見が多くを占めています。

しかし、本委員会では、「二重との表現については、“市”が国の見解を踏まえて、そういう形で判断した」との答弁が行われ、「二重払い」と、ことさら強調したのは本市であったことが明らかにされました。

そもそも、「二重払い」と表現するのならば、

本市には住民票取得料や、予防接種料等々、様々な「二重払い」の施策が生活保護利用者などに実施されています。

例えば、自転車駐輪場は、障害者手帳所有者や、生活保護世帯は利用料金が5割引になります。こうした多くの施策は、生活保護利用者を含む、生活弱者に対して実施されていますし、私たちはその対象の拡大を求めています。

なぜ“下水道料金”のみを「二重払い」とか「他の政令市でも」の理由をつけて廃止するのですか。その根拠は全く示されていません。

本市での生活保護費は、食費などの1類と光熱費などの2類の合計で、ひと月に一人住まいで7万3千円程度。75歳になると6万8千円です。生活保護費は、まさに最低生活です。

高齢者や、障がい者、母子家庭や生活保護利用者など、生活弱者に対して政治が支援をすることは一番大切な責任の一つではありませんか。

「他の政令市がどうだ」とか、「二重払い」だと誇張して生活弱者への支援を削るのではなく、生活困窮者の実態をしっかりと把握したうえでの政治を強く求めます。

**日本共産党が、
政府に「生活保護費引上げ」を要請**

**生活保護基準引き上げを
共産党国会議員団、国に要請書**

コロナ・物価高に見合う水準に
日本共産党国会議員団は、政府に対して生活保護基準の引き上げ、物価高に見合う増額を求める要請を行いました。田村聖政委員長、森田誠司議員、金井明夫議員、参議員、宮本敏郎議員が、加藤勝敏厚生労働大臣に要請書を提出しました。

要請書は、生活保護基準を引上げて国民生活水準の引き上げは生活保護でなければならないという考えを踏まえ、生活保護世帯に生活保護費の引き上げを要請しています。そのほか、生活保護世帯は低所得世帯と比べて、引き下げた約30年前の深刻な打撃をあてはえて、にた打ち戻すのが急務であると、「コロナ危機、物価高、国民生活に深刻な打撃を及ぼすなか、生活保護基準を緊急に引き上げるべき」と要請しています。

生活保護基準は、国民生活水準の引き上げに不可欠な役割を果たすとともに、物価高に見合う水準に引き上げるべきである。生活保護世帯に生活保護費の引き上げを要請しています。そのほか、生活保護世帯は低所得世帯と比べて、引き下げた約30年前の深刻な打撃をあてはえて、にた打ち戻すのが急務であると、「コロナ危機、物価高、国民生活に深刻な打撃を及ぼすなか、生活保護基準を緊急に引き上げるべき」と要請しています。

小倉生健会の服部拓己理事の記事が、全生連中央機関紙「守る新聞」の12月4日号の1面に掲載されました。

←左